吉川市告示第　５１　号

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱を次のように定める。

令和８年３月３日

吉川市長　中原恵人

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新たな商品の製作に取り組む事業者に対して、その製作に要する経費の一部を吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）（以下「補助金」という。）として、予算の範囲内で交付することにより、市の地域性及び特産品を活かした産業振興又は地域振興を図ること及び賃上げ環境の整備を目的とする。

２　補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５３年吉川町規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新商品　最終消費者への販売を目的とした新たな食品又は物品とし、補助金申請時に未販売のものをいう。

(2) 事業者　次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者（個人事業主等を含む。）

イ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合

ウ　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第２条第１項に規定する農業者（以下「農業者」という。）若しくは同法第７２条の４に規定する農事組合法人

エ　その他市長が適当と認めるもの

(3) 製作　新商品の開発に要する試作及び新商品の生産のことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者等とす

る。

(1) 新商品の製作に取り組む市内に事業所を有する事業者であって、申請時において納期限の到来した市税等（市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないもの

(2) 交付申請の日から２年以内に給与の引上げを実施する意思がある事業者

（補助対象となる新商品）

第４条　補助金の交付対象となる新商品は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 市の名称、地名若しくは形状又は市を象徴する事項（市を象徴していることを表示し、又は市を象徴していることが明らかに判別できるものに限る。）を表示していること。

(2) 市内で生産された農産物を使用していること。

(3) 市内で採取され、又は生産された物を原材料の全部又は一部として使用していること。

（補助事業及び補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新商品の製作にかかる事業とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新商品の製作に要する原材料費、機械装置又は工具器具の購入費、加工又は製造のための業務委託費、新商品の販売促進に要する印刷製本費、掲示物等作製費、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権をいう。）の取得のために必要な経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、１事業につき２００，０００円を限度とし、補助率は補助対象経費の合計額の２分の１以内とする。

２　補助金は、１事業者につき年度内に１回限り申請することができる。

３　複数の新商品に補助対象経費が区別なく使われ分割することができない場合は、それらをまとめて１つの新商品とみなす。

（交付申請）

第７条　規則第４条第１項の申請書は、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）

交付申請書（様式第１号）とする。

２　規則第４条第２項第５号の市長が定める事項は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 市税等を完納していることを証する書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　規則第７条の交付決定通知書は、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定通知書（様式第４号。第１３条において「交付決定通知書」という。）とする。

（補助事業の計画変更等）

第９条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第６条第１項第１号の規定により補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

３　市長は、第１項の規定により吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認・不承認決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（状況報告）

第１０条　規則第１１条の規定による報告は、市長から求められたときに書面により行うものとする。

（実績報告）

第１１条　規則第１３条前段の報告書は、吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）とする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第８号）

(2) 次に掲げる物の写真

ア　補助金を利用して購入した物品

イ　完成した新商品

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から３０日以内又は令和９年３月１５日のいずれか早い日までとする。

（額の確定通知）

第１２条　規則第１４条の規定による額の確定通知は、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付額確定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第１３条　規則第７条及び第８条の規定により交付決定通知書を受けたものは、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）請求書（様式第１０号。以下「請求書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

２　請求書には、交付確定通知書の写しを添付しなければならない。

３　市長は、前２項の規定により適正な請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、規則第９条第１項又は第１６条第１項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すとき、又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定取消通知書（様式第１１号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第３条又は第４条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 補助事業を取りやめたとき。

（返還請求）

第１５条　市長は、事業者が正当な理由なく完成した新商品の生産又は販売を行わない場合は、必要に応じて事業者の意見聴取、現地調査等を行い、補助金の返還を請求す

ることができる。

２　市長は、前項、規則第１７条第１項若しくは第２項又は第９条の規定による補助金の返還請求は、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）返還請求書（様式第１２号）により行うものとする。

（財産の処分制限の期間）

第１６条　補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第１９号又は法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第２３号に規定する減価償却資産にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数、それ以外の財産にあっては５年を経過した場合は、この限りでない。

（届出の義務）

第１７条　補助金の交付を受けた補助対象事業者は、前条の期間中に補助対象財産が滅失し、効用を喪失する等、重大な損傷を受けたときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

２　前項の規定は、事業所の移転若しくは名称又は代表者の変更の場合に準用する。

（書類の整備等）

第１８条　補助金を受けたものは、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業））

第１９条　吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）は、吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業）に該当する。

２　補助対象事業者は、吉川市産業振興推進事業費補助金（賃上げ奨励事業）に該当する補助金を複数申請し、及び交付を受けることができない。

（補則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和８年３月２５日から施行する。

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　前項の規定によるこの告示の失効の際、現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し、補助金の返還請求及び補助対象財産の滅失等による届出については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

様式第１号(第７条関係)

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付申請書

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条第１項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　新商品の名称

２　補助事業の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　補助対象経費の額　　金　　円

４　補助金申請額　　金　　円

５　添付書類

(1) 事業計画書(様式第２号)
(2) 収支予算書(様式第３号)
(3) 市税等を完納していることを証する書類
(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（　　）

※次の事項について誓約及び同意をします。

1　賃上げの実施に関する誓約

申請日から２年以内に従業員に対して賃上げを実施する意思があることを表明します。

2　市税等の納付状況に関する同意書

この申請の審査のために、市職員が当事業者の市税等の滞納状況を関係部署に照会し、確認することに同意します。

（ふりがな）
代表者署名欄　　生年月日　　.　　.

様式第２号(第７条関係)

事　業　計　画　書

新商品の名称				
申請者	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	業種			
補助事業の概要	(新商品の企画内容、新商品製作の計画、新商品の販売計画や予定販路等について記入すること)			
補助事業費の総額				

様式第３号(第７条関係)

収　支　予　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
合計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）については、補助金等の交付手続等に関する規則第５条第１項の規定により下記のとおり交付することと決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　新商品の名称

２　交付決定額　　金　　円

３　交付条件等

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認申請書

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定を受けた吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）については、申請内容を下記のとおり変更したいので、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第９条第１項の規定により承認を申請します。

記

１　変更内容

２　変更の理由

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）変更承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）の変更を承認・不承認しますので、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　変更後交付決定額　　金　　円

２　不承認の理由

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）
電話番号

吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）実績報告書

吉川市新商品製作支援補助事業（賃上げ奨励事業）について、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条前段の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　新商品の名称

２　交付決定額　　金　　円

３　添付書類

(1) 収支決算書(様式第８号)

(2) 次に掲げる物の写真

ア　補助金を利用して購入した物品

イ　完成した新商品

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第８号(第１１条関係)

収　支　決　算　書

１　収入

区　分	金額(円)	摘　要
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

２　支出

区　分	金額(円)	摘　要
合計		

※必要に応じて、金額の内訳が分かる書類を添付すること。

様式第９号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）については、補助金等の交付手続等に関する規則第１４条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

１　新商品の名称

２　交付確定額　　金　　円

様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）吉川市長

事業者所在地（住所）
事業者名
代表者氏名（氏名）　　印
電話番号

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）請求書

　　年　　月　　日付け　第　　号で交付額の確定のあった吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）について、吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第１０条第１項及び第２項の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求額　金　　円

２　振込先

金融機関名	銀　　行 信用金庫 農業協同組合			本　店 支　店 出張所
預金種別	普通・当座		口座番号	
口座名義	ふりがな			
	氏　　名			

３　添付書類

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付確定通知書の写し

様式第１１号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　第　　号で交付を決定した吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）については、補助金等の交付手続等に関する規則第９条第１項・第１６条第１項の規定により、交付の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

（取消し理由）

様式第１２号（第１５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉川市長　　印

吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）返還請求書

年　　月　　日付け　第　　号で交付を決定した吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）については、補助金等の交付手続等に関する規則第１７条第１項・第２項・吉川市新商品製作支援補助金（賃上げ奨励事業）交付要綱第９条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

１　補助金交付確定額　　金　　円

２　補助金交付済額　　金　　円

３　返還請求額　　金　　円

４　返還期限　　年　　月　　日

５　返還を請求する理由